隊友会の皆様へ

団体総合生活保険のご案内

傷害　医療
賠償　がん
財産　介護
費用

団体割引25%適用

新規加入・更新

団体契約の保険期間：平成29年12月15日午後4時から平成30年12月15日午後4時まで1年間
加 入 締 切 日：平成29年10月27日(金)必着
※締切日を過ぎた場合は、中途加入の取扱いになります。
※毎月加入することができます。
保険料払込方法：ご指定の口座より平成30年1月12日に引き落とします(一時払)。

中途加入

加 入 締 切 日：毎月20日
加入者の保険期間：加入締切日の翌月15日午前0時から平成30年12月15日午後4時まで
保険料払込方法：加入者の保険期間開始月の翌月12日にご指定の口座より引き落とします(一時払)。
※金融機関休業日の場合は、翌営業日に引き落とします。

加入方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。
・新規ご加入の方は、「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、代理店：株式会社タイユウ・サービスへご提出ください。
・更新の方は、現在と同等の加入内容(加入依頼書にあらかじめ印字してあります)で更新される方は、特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です。
変更を希望される方は、新規ご加入の方と同様、「加入依頼書」をご提出ください。
なお、医療補償を総合先進医療特約セットありのタイプに変更する等、医療補償または介護補償の補償内容をアップされる場合は、再度健康状態の告知が必要となります。加入依頼書に印字のタイプを変更し、健康状態告知等の必要事項をご記入・ご署名のうえ、代理店：株式会社タイユウ・サービスへご提出ください。

こんなにメリットあり！

【傷害補償】
・加入年齢の制限はありません。保険料は全年齢同額です。
NEW ・万一のケガにも1日でも入通院すれば、保険金を請求いただけます！ [傷害一時金払保険金特約]
【医療補償、がん補償】
・新規加入年齢は満70歳まで、更新年齢は満79歳までです。
NEW 【介護補償】
・介護補償単独でも加入可能です！
・保険の対象となる方は、隊友会会員のご両親の他、隊友会会員自身およびその他のご家族の方です。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。引受保険会社および引受割合等については、「重要事項説明書」をご確認ください。なお、医療補償・がん補償・介護補償については、東京海上日動単独の引受けとなります。

入院費って
いくらぐらいかかるの？

もしもの病気のリスクに備えて「医療補償」があると安心です。

直近の入院時の1日あたりの自己負担費用

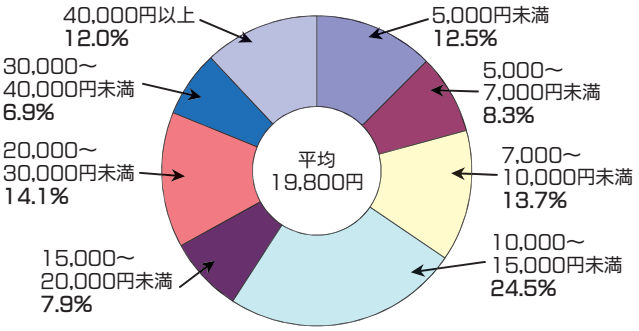

※1　過去5年間に入院し、自己負担を支払った人をベースに集計。
※2　高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。
※3　治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品費等を含む。
【出典】（公財）生命保険文化センター「平成28年度　生活保障に関する調査」

さらに　病気によっては入院期間が長くかかります。

退院患者平均在院日数

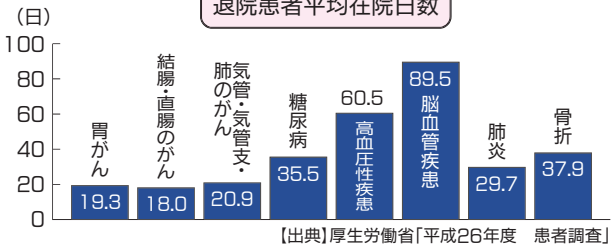

【出典】厚生労働省「平成26年度　患者調査」

だから　入院や手術を補償する「医療補償」だと安心です。

公的介護保険は
あるけれど…？

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

介護にかかるお金は…？

一時費用の合計：平均80万円*1　＋　月々の費用：平均7.9万円 ×介護期間：平均59.1か月　＝　費用総額：平均約547万円!!

＊1　公的介護保険サービスの自己負担費用を含む
【出典】（公財）生命保険文化センター「平成27年度　生命保険に関する全国実態調査」

要介護状態初期に必要な主な費用の目安

車いす
■自走式…　4～15万円
■電動式…30～50万円

階段昇降機
■いす式直線階段用
…… 50万円～
※工事費別途

特殊寝台（介護ベッド）
■15～50万円
※機能により金額は異なる

有料老人ホーム
■入居一時金方式（全部）
……2,500万円（平均額）
■入居一時金方式（一部）
……500万円（平均額）
■月額管理料
……10～30万円／月
（介護付き終身利用型の場合）

ポータブルトイレ
■水洗式…1～4万円
■シャワー式…10～25万円

移動用リフト
■据置式…20～50万円
■レール走行式…50万円～
※工事費別途

だから　介護にはまとまった資金準備があると安心です。

【出典】（公財）生命保険文化センター「介護保障ガイド　2016年版」

がんは
気になる病気よね？

もしものがんのリスクに備えて「がん補償」があると安心です。

日本の総人口約1億2,700万人のうち、
「悪性新生物」の総患者数は、約163万人！

主ながん（悪性新生物）の患者数　（単位：万人）

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	18.5	12.4	6.2
結腸および直腸	26.1	15.0	11.1
肝および肝内胆管	4.7	3.0	1.6
気管、気管支および肺	14.6	9.0	5.7
乳房	20.8	0.1	20.6

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男と女の合計が総数に合わない場合がある。
【出典】厚生労働省「平成26年　患者調査」

一生のうち、おおよそ2人に1人ががんと診断されると言われています。

さらに　心配なのは、医療費と入院日数
医療費・自己負担額の例（胃がんで26日間入院したケース）

医療費の自己負担額	335,566円
差額ベッド代他	268,500円
合計	約60.4万円

※70歳未満、月収53～79万円の例
※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合（実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。）
【出典】（公財）生命保険文化センター「医療保障ガイド　2016年版」

主ながんの平均入院日数

胃の悪性新生物	19.3日
結腸及び直腸の悪性新生物	18.0日
気管、気管支及び肺の悪性新生物	20.9日

【出典】厚生労働省「平成26年　患者調査」

だから　まとまった資金と長期の入院への準備ができると安心です。

補償の種類

お客様を取り巻くリスクは様々です。お客様のニーズに合った補償を組み合わせてご加入いただけます。

【傷害補償】

1．傷害補償

・基本タイプ
・ワイドタイプ(天災危険補償特約セット)

オプション

(傷害補償にセットする補償です。)

【賠償責任に関する補償】

2．個人賠償責任

【財産に関する補償】

3．携行品

【費用に関する補償】

4．ホールインワン・アルバトロス費用

【財産に関する補償】

5．住宅内生活用動産

【医療補償】

6．医療補償

・総合先進医療特約セットあり
・総合先進医療特約セットなし

【がん補償】

7．がん補償

【介護補償】

8．介護補償

詳細は後記「補償ラインナップ」および「補償の概要等」をご確認ください。

団体総合生活保険の特徴

1 団体割引25%が適用されます！

2 ご加入の際、医師の診査は不要です！

医療補償・がん補償・介護補償にご加入いただく場合は、加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、東京海上日動の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。

3 充実したサービスにより安心をお届けします！

団体総合生活保険のすべての補償が本サービスの対象となります。
サービスの詳細は後記「サービスのご案内」をご参照ください。

自動セット　メディカルアシスト　デイリーサポート　介護アシスト

補償ラインナップ（基本補償）

ライフスタイル等に応じて、
ご希望の補償を選択してください。

1. 傷害補償

入院支払限度日数と通院支払限度日数が
60日から30日に変更となりました。

ワイドタイプ

基本タイプ

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

例えば…　・交通事故によるケガ　・仕事中のケガ　・家庭内でのケガ
・旅行中のケガ　・スポーツ中のケガ

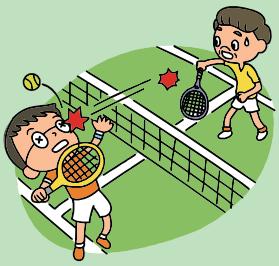

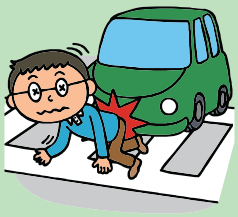

死亡

ケガで死亡された場合に、保険金をお支払いします。

「後遺障害」は対象外ですので、ご注意ください。

入院・手術

ケガで入院＊1 されたり手術＊2 を受けられた場合に、保険金をお支払いします。

＊1　事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。
　　また、1事故について30日を限度とします。
＊2　事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。
　　また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院

ケガで通院された場合に、保険金をお支払いします。

※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。
　また、1事故について30日を限度とします。

NEW

[傷害一時金払保険金特約]

事故の発生日から180日以内に、1日以上の通院・入院（治療）をした際に傷害一時金払治療給付金（1万円）をお支払いする補償です。5日以上の通院・入院（治療）をした際は、部位と症状＊3 に応じて定めた傷害一時金払入通院給付金（1万円・3万円・5万円・10万円）をお支払します。

＊3　部位と症状の詳細については、後記「補償の概要等」（15頁）をご確認ください。

傷害一時金払治療給付金と傷害一時金払入通院給付金は重複してお支払できません。

[天災危険補償特約]＜追加補償＞

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合に、
死亡・入院・手術・通院・傷害一時金の各保険金をお支払いします。

＜現在「傷害補償」にご加入の方へ＞
補償内容の変更に伴い、加入タイプを読み替えてご案内しています。詳細は、後記11頁の「加入タイプ読替えのご案内」をご確認ください。

職種級別区分表

保険料は、保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。下表から該当する職種級別をご確認ください。
詳細およびご不明な点等ございましたらパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

職種級別	職　種	職　業　例
A	下記「職種級別 B に該当する職種」以外の職種	
B	建設作業者	●大工 ●左官 ●測量作業者
	自動車運転者	●バス運転者 ●タクシー運転者 ●貨物自動車運転者 自動車を用いて配達作業に従事する方を含みます。 ただし、下記は除きます。 ・訪問先への移動手段として自動車運転を行う者。 ・建設用機械の運転者（クレーンやパワーショベル等） ・二輪自動車の運転者
	農林業作業者	●農耕作業者 ●植木職・造園師
	漁業作業者	●漁労作業者（船長・航海士等も含む）
	採鉱・採石作業者	●じゃり・砂・粘土採取作業者
	木・竹・草・つる製品製造作業者	●製材工 ●合板工 ●木工 ●木彫工

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料

保険期間：1年間、団体割引：25%
※ご加入口数は1口のみです。

型			本人型				
ご本人	死亡保険金額		1,250万円	1,000万円	750万円	500万円	250万円
	入院保険金日額＊1（1日あたり）		15,000円	12,000円	9,000円	6,000円	3,000円
	通院保険金日額（1日あたり）		7,500円	6,000円	4,500円	3,000円	1,500円
	傷害一時金払治療給付金額＊2		1万円				
	傷害一時金払入通院給付金額＊2		部位と症状＊3 に応じて：1万円・3万円・5万円・10万円				
保険料（一時払）	基本タイプ	タイプ名	FA15	FA14	FA13	FA12	FA11
		職種級別A	26,830円	22,090円	17,360円	12,620円	7,890円
		職種級別B	36,370円	29,940円	23,530円	17,100円	10,690円
	ワイドタイプ（天災危険セット）	タイプ名	FA45	FA44	FA43	FA42	FA41
		職種級別A	32,660円	26,750円	20,860円	14,950円	9,060円
		職種級別B	42,210円	34,620円	27,030円	19,440円	11,850円

型			夫婦型				
ご本人・配偶者	死亡保険金額		1,250万円	1,000万円	750万円	500万円	250万円
	入院保険金日額＊1（1日あたり）		15,000円	12,000円	9,000円	6,000円	3,000円
	通院保険金日額（1日あたり）		7,500円	6,000円	4,500円	3,000円	1,500円
	傷害一時金払治療給付金額＊2		1万円				
	傷害一時金払入通院給付金額＊2		部位と症状＊3 に応じて：1万円・3万円・5万円・10万円				
保険料（一時払）	基本タイプ	タイプ名	KB15	KB14	KB13	KB12	KB11
		職種級別A	52,830円	43,520円	34,230円	24,920円	15,630円
		職種級別B	62,370円	51,370円	40,400円	29,400円	18,430円
	ワイドタイプ（天災危険セット）	タイプ名	KB45	KB44	KB43	KB42	KB41
		職種級別A	64,360円	52,740円	41,150円	29,530円	17,940円
		職種級別B	73,910円	60,610円	47,320円	34,020円	20,730円

型			家族型				
ご本人・配偶者	死亡保険金額		1,250万円	1,000万円	750万円	500万円	250万円
	入院保険金日額＊1（1日あたり）		15,000円	12,000円	9,000円	6,000円	3,000円
	通院保険金日額（1日あたり）		7,500円	6,000円	4,500円	3,000円	1,500円
	傷害一時金払治療給付金額＊2		1万円				
	傷害一時金払入通院給付金額＊2		部位と症状＊3 に応じて：1万円・3万円・5万円・10万円				
ご親族	死亡保険金額		600万円	480万円	360万円	240万円	120万円
	入院保険金日額＊1（1日あたり）		7,500円	6,000円	4,500円	3,000円	1,500円
	通院保険金日額（1日あたり）		5,000円	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円
	傷害一時金払治療給付金額＊2		1万円				
	傷害一時金払入通院給付金額＊2		部位と症状＊3 に応じて：1万円・3万円・5万円・10万円				
保険料（一時払）	基本タイプ	タイプ名	KC15	KC14	KC13	KC12	KC11
		職種級別A	86,800円	71,950円	57,130円	42,290円	27,470円
		職種級別B	96,340円	79,800円	63,300円	46,770円	30,270円
	ワイドタイプ（天災危険セット）	タイプ名	KC45	KC44	KC43	KC42	KC41
		職種級別A	103,670円	85,440円	67,260円	49,030円	30,850円
		職種級別B	113,220円	93,310円	73,430円	53,520円	33,640円

※中途加入の場合の保険料は、添付の保険料表をご確認ください。
※他の保険契約等がある場合は、保険金額の上限がありますので、21頁の「1 告知義務」をご確認ください。
※夫婦型、家族型の場合、保険の対象となる方ご本人が職種級別Bに該当するときは、他の方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなることがありますので、詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
＊1　手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。
　　傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
＊2　傷害一時金払治療給付金と傷害一時金払入通院給付金は重複してお支払できません。
＊3　部位と症状の詳細については、後記「補償の概要等」（15頁）をご確認ください。

2. 個人賠償責任

国内外において、日常生活で他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

例えば…　・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。

個人賠償責任にご加入の場合は、傷害補償にもご加入いただく必要があります。

保険金額・保険料

保険期間：1年間、団体割引：25%
※ご加入口数は1口のみです。

型	家族型
タイプ名	D
保険金額	国内：1億円・国外：1億円
保険料（一時払）	1,000円

※中途加入の場合の保険料は、添付の保険料表をご確認ください。
※個人賠償責任は「家族型」のみのお引受けとなります。

3. 携行品

国内外において、保険の対象となる方が所有する、自宅外で携行している家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、ゴルフ･カート、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、商品・製品等は、補償の対象となりません。

例えば…　・旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
・外出中、ハンドバッグをひったくられた。

携行品にご加入の場合は、傷害補償にもご加入いただく必要があります。

保険金額・保険料

保険期間：1年間、団体割引：25%
※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型	夫婦型	家族型
タイプ名	FAF	KBF	KCF
保険金額 免責金額（自己負担額）：5,000円	20万円	20万円	20万円
保険料（一時払）	900円	1,080円	1,390円

※中途加入の場合の保険料は、添付の保険料表をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

4. ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

例えば…　ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。

ホールインワン・アルバトロス費用にご加入の場合は、傷害補償にもご加入いただく必要があります。

保険金額・保険料

保険期間：1年間、団体割引：25%
※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型	夫婦型	家族型
タイプ名	K	L	M
保険金額	30万円	30万円	30万円
保険料(一時払)	2,480円	3,690円	5,870円

※中途加入の場合の保険料は、添付の保険料表をご確認ください。

5. 住宅内生活用動産

国内において自宅内の家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。
※自転車、ゴルフ･カート、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、商品・製品等は、補償の対象となりません。
※家族型の場合、お子様の就学に伴う下宿先に所在する家財も補償の対象となります。

例えば…　・自宅の火災により家財が焼失してしまった。
・自宅に空き巣が入り、家財が盗難にあった。

住宅内生活用動産にご加入の場合は、傷害補償にもご加入いただく必要があります。

保険金額・保険料

保険期間：1年間、団体割引：25%
※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型	夫婦型	家族型
タイプ名	FAS	KBS	KCS
保険金額 免責金額(自己負担額)：5,000円	300万円	300万円	300万円
保険料(一時払)	9,770円	9,950円	10,480円

※中途加入の場合の保険料は、添付の保険料表をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

6. 医療補償

疾病入院	病気で入院したときに、1日目から1日につき5,000円または10,000円の保険金をお支払いします(タイプによって異なります。)。 ※1回の入院について180日を限度とします。
疾病手術	病気で手術をしたときに、重大手術は20万円または40万円、重大手術以外の入院中の手術は5万円または10万円、入院中以外の手術は2.5万円または5万円の保険金をお支払いします(タイプによって異なります。)。 ※傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払い回数に制限がある手術があります。
放射線治療	病気やケガで放射線治療を受けたときに、5万円または10万円の保険金をお支払いします(タイプによって異なります。)。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。
総合先進医療	病気やケガで先進医療＊1 を受けたときに、300万円または600万円を限度に保険金をお支払いします(タイプによって異なります。)。 ＊1　対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」(18頁)をご確認ください。
総合先進医療一時金	総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに、10万円の保険金(一時金)をお支払いします。

保険金額・保険料

保険期間：1年間、団体割引：25%
※ご加入口数は1口のみです。

型			本人型			
性別			男性・女性共通			
タイプ名			総合先進医療特約セットなし		総合先進医療特約セットあり	
			N1	N2	A1	A2
疾病入院保険金日額(1日あたり)			5,000円	10,000円	5,000円	10,000円
疾病手術保険金額	重大手術＊1		20万円	40万円	20万円	40万円
	上記以外の手術	入院中	5万円	10万円	5万円	10万円
		入院中以外	2.5万円	5万円	2.5万円	5万円
放射線治療保険金額			5万円	10万円	5万円	10万円
総合先進医療基本保険金額					300万円	600万円
総合先進医療一時金額					10万円	10万円
保険料(一時払)	20～24歳		5,290円	10,580円	5,740円	11,290円
	25～29歳		5,650円	11,290円	6,100円	12,000円
	30～34歳		5,970円	11,930円	6,420円	12,640円
	35～39歳		6,500円	13,000円	6,950円	13,710円
	40～44歳		7,500円	14,990円	7,950円	15,700円
	45～49歳		10,090円	20,180円	10,540円	20,890円
	50～54歳		13,280円	26,550円	13,730円	27,260円
	55～59歳		18,740円	37,480円	19,190円	38,190円
	60～64歳		27,360円	54,720円	27,810円	55,430円
	65～69歳		37,560円	75,120円	38,010円	75,830円
	70～74歳	(71～79歳は更新のみ)	51,770円	103,530円	52,220円	104,240円
	75～79歳		66,330円	132,650円	66,780円	133,360円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)によって異なります。
※中途加入の場合の保険料は、添付の保険料表をご確認ください。
※「総合先進医療特約セットなしタイプ」を「総合先進医療特約セットありタイプ」に変更する等補償内容をアップされる場合は、健康状態の再告知が必要となります。この場合、更新後は現在の告知内容にかかわらず、再告知の内容がすべてに適用されます。従って、再告知前は補償対象となっていた病気が、再告知後は補償対象外となり、保険金をお支払いできなくなる場合があります。正しく告知をいただけない場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※他の保険契約等がある場合、保険金額の上限がありますので、21頁の「1 告知義務」をご確認ください。
＊1　対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

＜現在「医療補償」にご加入の方へ＞
補償内容の変更に伴い、加入タイプを読み替えてご案内しています。詳細は、後記11頁の「加入タイプ読替えのご案内」をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

7. がん補償

■がんのリスクに備えて
・がん診断保険金や入院保険金等でがんにかかる費用に備えます。
・入院保険金は1日目から、支払日数の制限なくお支払いします。

■初期のがんでも
・「上皮内新生物」も補償対象になります。
また、「白血病」もがんに含まれますので補償対象になります。

■再発・転移しても
・がん診断保険金は、初めてがんと診断されたときはもちろん、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治ゆした後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、**それまでのお支払い回数にかかわらず**お支払いします。
※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

がん診断	がんと診断確定＊1 されたときに、入院の有無にかかわらず、100万円の保険金(一時金)をお支払いします。 ＊1　がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。
がん入院・手術	・がんで入院(日帰り入院も含む)をしたときに、1日目から1日につき10,000円の保険金を何日でもお支払いします。 ・がんで手術＊1 したときに、手術の種類により1回につき10万円、20万円または40万円の保険金をお支払いします。 ＊1　手術の種類によっては、回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。
がん退院後療養	がんで20日以上継続入院し、生存して退院したときに、10万円の保険金をお支払いします。

! 新規ご加入の場合、ご加入者の保険期間の初日よりその日を含めて90日(待機期間)を経過した日の翌日の午前0時より前にがんと診断確定されていた場合は、保険金をお支払いできません。

保険金額・保険料

保険期間：1年間、団体割引：25%
※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型	
性別		男性・女性共通	
タイプ名		3	
がん診断保険金額		100万円	
がん入院保険金日額(1日あたり)		10,000円	
がん手術保険金額(手術の種類により)		10万円・20万円・40万円	
がん退院後療養保険金額		10万円	
保険料(一時払)	年齢	①新規ご加入の方	②更新の方
	20～24歳	1,390円	1,850円
	25～29歳	2,150円	2,860円
	30～34歳	3,130円	4,170円
	35～39歳	4,270円	5,700円
	40～44歳	6,070円	8,110円
	45～49歳	8,340円	11,130円
	50～54歳	13,240円	17,660円
	55～59歳	20,550円	27,410円
	60～64歳	29,580円	39,440円
	65～69歳	39,270円	52,350円
	70～74歳 (71～79歳は更新のみ)	50,220円	66,970円
	65～69歳	63,000円	83,990円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)によって異なります。また、この補償は、前述のとおり新規ご加入の方の場合は待機期間があるため、ご加入初年度の保険料は安くなっています(上表①)。今回更新される方は上表②の保険料となります(次回更新以降は、割引率の変更、保険料率の改定等により、保険料が変更になる場合があります。)。
※中途加入の場合の保険料は、添付の保険料表をご確認ください。
※他の保険契約等がある場合、保険金額の上限がありますので、21頁の「1　告知義務」をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

8. 介護補償 NEW

［公的介護保険連動型（要介護3）］
保険の対象となる方（被保険者）が公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に、100万円、200万円または300万円の保険金（一時金）をお支払いします。
これにより、公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。

保険金額・保険料

保険期間：1年間、団体割引：25%
※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型		
補償の型		公的介護保険連動型（要介護3）		
タイプ名		K100	K200	K300
介護補償保険金額		100万円	200万円	300万円
保険料（一時払）	40～44歳	70円	130円	200円
	45～49歳	140円	270円	410円
	50～54歳	280円	550円	830円
	55～59歳	570円	1,140円	1,700円
	60～64歳	1,190円	2,380円	3,570円
	65～69歳	3,430円	6,860円	10,280円
	70～74歳	7,210円	14,430円	21,640円
	75～79歳	15,940円	31,870円	47,810円
	80～84歳	36,980円	73,970円	110,950円
	85～89歳（更新のみ）	86,620円	173,250円	259,870円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時点の年齢をいいます。）によって異なります。
※中途加入の場合の保険料は、添付の保険料表をご確認ください。
※他の保険契約等がある場合、保険金額の上限がありますので、21頁の「1 告知義務」をご確認ください。

＜現在「親介護補償」にご加入の方へ＞
商品改定により「介護補償」に切替え（移行）され、保険料が引下げとなります。
「親介護補償保険金特約」は医療補償へご加入いただくことが必要でしたが、介護補償のみにご加入いただくこともできるようになりました。
また、「親介護補償」の保険の対象となる方（被保険者）は、「介護補償」の保険の対象となる方（被保険者）本人として、加入依頼書が別に作成されていますのでご注意ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

公的介護保険制度とは

[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

[公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下＊1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ●要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

＊1　公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について]

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分		状　態　像
非該当 (自立)		歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1	要支援2の状態から手段的日常動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態。

当該団体制度は、保険の対象となる方(被保険者)が公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合に保険金(一時金)をお支払します。

加入タイプ読替えのご案内

＜現在「傷害補償」にご加入の方へ＞

入院支払限度日数および通院支払限度日数が60日から30日に変更となります。
また、傷害一時金払保険金特約が全タイプにセットされます。
補償内容の変更に伴い、加入タイプを下記のとおり読み替えてご案内しております。

【本人型】

現在ご加入のタイプ(口数)	FA1(1口)	FA1(2口)	FA1(3口)	FA1(4口)	FA1(5口)	FA4(1口)	FA4(2口)	FA4(3口)	FA4(4口)	FA4(5口)
	⇩	⇩	⇩	⇩	⇩	⇩	⇩	⇩	⇩	⇩
読替後のタイプ	FA11	FA12	FA13	FA14	FA15	FA41	FA42	FA43	FA44	FA45

【夫婦型】

現在ご加入のタイプ(口数)	KB1(1口)	KB1(2口)	KB1(3口)	KB1(4口)	KB1(5口)	KB4(1口)	KB4(2口)	KB4(3口)	KB4(4口)	KB4(5口)
	⇩	⇩	⇩	⇩	⇩	⇩	⇩	⇩	⇩	⇩
読替後のタイプ	KB11	KB12	KB13	KB14	KB15	KB41	KB42	KB43	KB44	KB45

【家族型】

現在ご加入のタイプ(口数)	KC1(1口)	KC1(2口)	KC1(3口)	KC1(4口)	KC1(5口)	KC4(1口)	KC4(2口)	KC4(3口)	KC4(4口)	KC4(5口)
	⇩	⇩	⇩	⇩	⇩	⇩	⇩	⇩	⇩	⇩
読替後のタイプ	KC11	KC12	KC13	KC14	KC15	KC41	KC42	KC43	KC44	KC45

＜現在「医療補償」にご加入の方へ＞

現在ご加入のタイプを下記のとおり読み替えてご案内しております。
また、2タイプにご加入の方につきましては、商品改定により「先進医療特約」が「総合先進医療特約」に切替え(移行)されます。
従来の「先進医療特約」は保険金が定額払となっておりましたが、「総合先進医療特約」では実額払となり、総合先進医療一時金が新設される等補償内容を変更しております。これに伴い保険料が引上げとなります。

現在ご加入のタイプ(口数)	1タイプ(1口)	1タイプ(2口)	2タイプ(1口)	2タイプ(2口)
	⇩	⇩	⇩	⇩
読替後のタイプ	N1タイプ	N2タイプ	A1タイプ	A2タイプ

現在のご加入内容については、加入者証等にてご確認ください。
その他ご不明な点等ございましたら、代理店までご連絡ください。

保険の対象となる方（被保険者）について

1.「保険の対象となる方（被保険者）ご本人＊1」としてご加入いただける方

		傷害補償（個人賠償責任・携行品 ホールインワン・アルバトロス費用 住宅内生活用動産）		医療補償 がん補償	介護補償
		本人型	夫婦型・家族型		
①隊友会 会員		○	○	○	○
②隊友会 会員の家族	配偶者＊1	○	○	○	○
	お子様、ご両親、ご兄弟	○	○	×	○
	隊友会 会員と同居されているご親族の方	○	×	×	○

介護補償は、団体の構成員のご両親の他、団体の構成員自身およびその他のご家族もご本人＊2 として加入することができます（この場合、加入者となる団体の構成員の方は、ご家族の健康状態告知を代理で行うことができます。）。

※ただし、下記の補償については、年齢（団体契約の始期日時点の年齢をいいます。）が下記に該当する方に限ります。
医療補償、がん補償：**満20歳以上満70歳以下＊3**
介護補償：**満40歳以上満84歳以下＊4**

2. 保険の対象となる方（被保険者）の範囲

それぞれの基本補償について、ご加入いただける「型」は次のとおりです。

基本補償	型
傷害補償、携行品、ホールインワン・アルバトロス費用、住宅内生活用動産	本人型、夫婦型、家族型
個人賠償責任	家族型
医療補償、がん補償、介護補償	本人型

保険の対象となる方（被保険者）の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

	本人型	夫婦型	家族型
①ご本人＊2	○	○	○
②ご本人＊2 の配偶者	―	○	○
③ご本人＊2 またはその配偶者の同居のご親族	―	―	○
④ご本人＊2 またはその配偶者の別居の未婚のお子様	―	―	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
※個人賠償責任において、ご本人＊2 が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

＊1　隊友会の会員が死亡された場合でも、既にこの保険にご加入いただいている配偶者の方は更新できます。
＊2　加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。
＊3　医療補償・がん補償の更新契約の場合は、更新時の被保険者年齢が満79歳以下とします。
＊4　介護補償の更新契約の場合は、更新時の被保険者年齢が満89歳以下とします。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】
(1)　配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（婚約とは異なります。）にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。
a．婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）。
b．同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
(2)　親　族：6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。
(3)　未　婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト 自動セット

24時間365日受付＊1
0120-708-110
（携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。）

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（いずれも法人は除きます。）と、そのご親族（以下「サービス提供対象者」といいます。）からの直接の相談に限ります。（親族：配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族）

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配＊2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

＊1　予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。
＊2　実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

・デイリーサポート 自動セット

受付時間：（いずれも土日祝日、年末年始を除く）

・法律相談	：9：00～17：00
・税務相談	：14：00～16：00
・社会保険に関する相談	：9：00～17：00
・暮らしの情報提供	：10：00～16：00

0120-285-110
（携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。）

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限ります。

生活支援サービス

・法律・税務相談＊1
・社会保険に関する相談＊2
・暮らしの情報提供

＊1　弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
＊2　社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

・介護アシスト 自動セット

受付時間（電話介護相談、各種サービス優待紹介）：9:00～17:00
（土日祝日・年末年始を除く）

0120-428-834
（携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。）

介護に関する相談に電話でお応えします。
また、高齢者の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限ります。

インターネット介護情報サービス

ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」
ホームページアドレス　http://www.kaigonw.ne.jp/

電話介護相談

・社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。
・認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

各種サービス優待紹介＊1

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢者の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。

＊1　サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

ご注意ください（各サービス共通）

・保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシストのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とします。
・メディカルアシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
・『サービスのご案内』における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

■団体総合生活保険　補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

【傷害補償】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ＊1をした場合に保険金をお支払いします。

＊1ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>保険金をお支払いする主な場合</th><th>保険金をお支払いしない主な場合</th></tr>
<tr><td rowspan="4">傷害補償基本特約</td><td>死亡保険金</td><td>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
▶死亡保険金額の全額をお支払いします。</td><td rowspan="4">・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ＊1
・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ
・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
等

＊1天災危険補償特約がセットされるタイプは、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。</td></tr>
<tr><td>入院保険金</td><td>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合
▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について30日を限度とします。

※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</td></tr>
<tr><td>手術保険金</td><td>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊1または先進医療＊2に該当する所定の手術を受けられた場合
▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。＊3

＊1傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
＊2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。
＊31事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</td></tr>
<tr><td>通院保険金</td><td>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合
▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について30日を限度とします。

※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。
※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等＊1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。
＊1ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎（けいつい）固定用シーネ、頸椎（けいつい）カラー、頸部（けいぶ）のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th></th><th></th><th>保険金をお支払いする主な場合</th><th>保険金をお支払いしない主な場合</th></tr>
<tr><td rowspan="2">傷害一時金払保険金特約</td><td>傷害一時金払治療給付金</td><td>1回の事故について医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院または通院(往診を含みます。)し、治療日数の合計が1日以上5日未満となった場合
▶傷害一時金払治療給付金額をお支払いします。

※傷害一時金払入通院給付金と重複してはお支払いできません。
※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。
＊1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。</td><td rowspan="2">(傷害補償基本特約と同じ)</td></tr>
<tr><td>傷害一時金払入通院給付金</td><td>1回の事故について医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院または通院(往診を含みます。)し、治療日数の合計が5日以上となった場合
▶下表に規定する額をお支払いします。ただし、同一事故により被った傷害が、ア．からエ．までの複数に該当する場合、それぞれの傷害により支払うべき傷害一時金払入通院給付金の額のうち、最も高い額をお支払いします。また、被った傷害がイ．からエ．までのいずれにも該当しない傷害であっても、イ．からエ．までのいずれかの傷害に相当すると認められるものについては、傷害の程度に応じ、それぞれの相当する傷害に該当したものとみなして保険金をお支払いします。
<table>
<tr><th></th><th>保険の対象となる方が被った傷害</th><th>傷害一時金払入通院給付金の額</th></tr>
<tr><td>ア．</td><td>イ．からエ．までのいずれにも該当しない傷害</td><td>傷害一時金払入通院給付金額</td></tr>
<tr><td>イ．</td><td>(ア) 手指・足指を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂
(イ) 上肢・下肢(手指・足指を除きます。)の腱・筋・靭帯の損傷・断裂</td><td>傷害一時金払入通院給付金額 × 3</td></tr>
<tr><td>ウ．</td><td>(ア) 上肢・下肢(手指・足指を除きます。)の欠損・切断
(イ) 眼球の内出血・血腫・破裂</td><td>傷害一時金払入通院給付金額 × 5</td></tr>
<tr><td>エ．</td><td>(ア) 脳挫傷・脳挫創等の脳損傷
(イ) 頭蓋内血腫(頭蓋内出血を含みます。)
(ウ) 頸髄損傷
(エ) 脊髄損傷
(オ) 胸腹部臓器等の破裂・損傷</td><td>傷害一時金払入通院給付金額 × 10</td></tr>
</table>
※傷害一時金払治療給付金と重複してはお支払いできません。
※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。
＊1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。</td></tr>
</table>

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において**以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合** ●日常生活に起因する偶然な事故 ●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**によって生じた損害 ・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任＊1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、**車両**＊2または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等 ＊1保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導＊3中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ＊2ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は補償の対象となりません。 ＊3ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。。

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	国内外での、**保険の対象となる方が所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財に損害が生じた場合** ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額：1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は時価額＊1を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車(ゴルフ・カートを含みます。)、自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・携帯電話、ノート型パソコン等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・設備・什器(じゅうき)や商品・製品等 ・手形その他の有価証券(小切手は含みません。)等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・動物、植物等の生物 ・データやプログラム等の無体物　等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害 ・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・**無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 等

【費用に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、**下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合** ●同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス) ●記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいていても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 ＊1同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 ＊2慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
住宅内生活用動産特約	国内での保険の対象となる方の**居住に使用する住宅内(敷地を含みません。)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1に損害が生じた場合** ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額：1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*2を限度(乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個あたり30万円を限度)とします。 また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ＊1以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。 ・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先 ＊2同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 ・自動車(ゴルフ・カートを含みます。)、自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・携帯電話、ノート型パソコン等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・設備・什器(じゅうき)や商品・製品等 ・手形その他の有価証券(小切手は含みません。)等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・動物、植物等の生物 ・データやプログラム等の無体物　等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害 ・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・**無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 等

【医療補償】

病気やケガ等により、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数＊1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数＊1）を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数＊2を限度（疾病入院免責日数＊1は含みません。）とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 ＊1保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 ＊2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた病気やケガ＊1 ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・**無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ＊2＊3等 ＊1該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 ＊2初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。 ＊3告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。
	疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊1を受けられた場合** ▶以下の金額をお支払いします。 ・重大手術（詳細は欄外ご参照）　：疾病入院保険金日額の40倍 ・上記以外の入院中の手術　　：疾病入院保険金日額の10倍 ・上記以外の入院を伴わない手術：疾病入院保険金日額の5倍 ＊1傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術（時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合等）があります。	
	放射線治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療＊1を受けられた場合** ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 ＊1血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	
総合先進医療特約	総合先進医療基本保険金	病気やケガによって保険期間中に先進医療＊1を受けられた場合（被保険者が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。） ▶先進医療にかかわる技術料＊2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 ＊1「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養＊3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。 ＊2次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 ⅰ．公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ⅱ．先進医療以外の評価療養のための費用 ⅲ．選定療養のための費用 ⅳ．食事療養のための費用 ⅴ．生活療養のための費用 ＊3次のいずれかに該当するものをいいます。 ⅰ．診察 ⅱ．薬剤または治療材料の支給 ⅲ．処置、手術その他の治療	
	総合先進医療一時金	病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、この特約の保険期間を通じて、1回に限ります。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます（重大手術の支払倍率変更に関する特約が自動セットされています。）。
①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術

【総合先進医療特約における粒子線治療＊1費用のお支払いについて】
総合先進医療特約のお支払いの対象となる粒子線治療について、一定の条件＊2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。
事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。
＊1「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。以下、同様とします。
＊2「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細はパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
・粒子線治療開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。
※本サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

【がん補償】

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
がんと診断確定されたときに、がん以外の身体に生じた障害の影響等によって、がんの病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
＊1補償対象となる「がん」とは、以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。

> この保険で補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目ならびに厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD−10(2003年版)準拠」に定められた内容によるものとします。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。

【ご注意】この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前にがんと診断確定されていた場合は、保険金をお支払いできません。また、初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)。

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ●初めてがんと診断確定された場合 ●この保険契約が継続契約の場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ●原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその**治療のため入院(日帰り入院も含む)を開始された場合** ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に**所定の手術*1を受けられた場合** ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 ＊1手術の種類によっては、回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。
	がん退院後療養保険金	がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金の支払対象となる入院を開始し、20日以上継続して入院した後、**生存して退院された場合** ▶がん退院後療養保険金額をお支払いします。 ただし、退院日からその日を含めて30日以内に開始した入院についてはがん退院後療養保険金をお支払いできません。

【介護補償】

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[公的介護保険連動型(要介護3)]

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約	介護補償保険金	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。	・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・**無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転**をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 等 ＊1該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 ＊2初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払いの対象とします。 ＊3要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）
団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

［マークのご説明］　契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項　注意喚起情報　ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ⅰ　ご加入前におけるご確認事項

1　商品の仕組み　契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2　基本となる補償および主な特約の概要等　契約概要　注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3　補償の重複に関するご注意　注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約＊1 を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください＊2。

●個人賠償責任補償特約　●借家人賠償責任補償特約　●受託品賠償責任補償特約　●携行品特約　●住宅内生活用動産特約　●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約　●救援者費用等補償特約　●葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用）　●がん葬祭費用補償特約　●育英費用補償特約　●学業費用補償特約　●疾病による学業費用補償特約　●医療費用補償特約

＊1　団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）以外の保険契約を含みます。
＊2　1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4　保険金額等の設定　契約概要

この保険での保険金額＊1 は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額＊1 の増額等はできません＊2。

［所得補償・団体長期障害所得補償］
所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約の保険金額＊1 は、平均月間所得額＊3 以下（平均月間所得額の85％以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額＊3 を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。

＊1　団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額＊4 ×約定給付率とします。
＊2　がん補償においては、更新時でも保険金額の増額等はできません。
＊3　直前12か月における保険の対象となる方の所得＊5 の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。）。
＊4　保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。
＊5　所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5　保険期間および補償の開始・終了時期　契約概要　注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6　保険料の決定の仕組みと払込方法等

⑴　保険料の決定の仕組み　契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

⑵　保険料の払込方法　契約概要　注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

⑶　保険料の一括払込みが必要な場合について　注意喚起情報

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④ご加入者の加入部分＊1 に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合　等
※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分＊1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分＊1を解除することがありますのでご注意ください。
※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、後記「Ⅱ-1告知義務」をご確認ください。
＊1　ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7　満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ　ご加入時におけるご注意事項

1　告知義務

注意喚起情報

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。
なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

［告知事項・通知事項一覧］

★：告知事項　☆：告知事項かつ通知事項

項目名＼基本補償・特約	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償	医療補償がん補償	介護補償	個人賠償責任借家人賠償責任携行品住宅内生活用動産救援者費用等
生年月日	★＊1	★	★	★	★	★＊2
性別	―	―	★	★	―	―
職業・職務＊3	☆＊4	☆	―	―	―	―
健康状態告知＊5	―	★	★	★	★	―

※すべての補償について「他の保険契約等＊6」を締結されている場合はその内容についても告知事項（★）となります。また、医療費用補償特約（こども傷害補償）については、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項（☆）となります。
＊1　こども傷害補償以外の場合には、告知事項とはなりません。
＊2　こども傷害補償にご加入されていない場合には、告知事項とはなりません。
＊3　新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
＊4　交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットいただいた場合には、告知事項・通知事項とはなりません。
＊5　新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
＊6　この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

【他の保険契約等がある場合の保険金額の上限について】
他の保険契約等がある場合に、お引受けできる保険金額には、上限があります。
補償項目ごとに、保険金額の上限以内でのご加入をお願いいたします。
※生命保険は含みません。

＜傷害補償＞

補償項目	保険金額の上限
	全保険会社・共済の合計
死亡	1億5,000万円
入院　＊1	30,000円（1日あたり）
通院　＊2	20,000円（1日あたり）

＊1　入院保険金額は、死亡保険金額の1.5/1,000（0.15%）以下としてご加入ください。
＊2　通院保険金額は、入院保険金額の2/3以下としてご加入ください。
※夫婦型、家族型の場合、各保険金額が本人≧配偶者≧親族となるようにしてください。

＜医療補償＞

補償項目	保険金額の上限	
	当社契約の合計	全保険会社・共済の合計
疾病入院＊1	20,000円（1被保険者あたり）	40,000円（1被保険者あたり）
総合先進医療基本保険金	1,000万円（1被保険者あたり）	1,000万円（1被保険者あたり）

＊1　医療保険、疾病入院特約等、疾病入院を補償するすべての保険契約・特約をいいます。

＜がん補償＞

補償項目	保険金額の上限	
	当社契約の合計	全保険会社・共済の合計
がん入院　＊1	30,000円（1日あたり）	90,000円（1日あたり）
がん退院後療養	400,000円	400,000円

＊1　がん保険、医療保険、疾病入院特約等の、がんを補償する他の定額疾病補償商品を含みます。

<介護補償>

補償項目	保険金額の上限	
	当社契約の合計 ＊1	全保険会社・共済の合計 ＊2
介護補償	10,000,000円（1被保険者あたり）	10,000,000円（1被保険者あたり）

＊1 介護補償、親介護補償、介護保険、介護費用保険をいいます。なお、介護保険については「介護一時金額」を、介護費用保険については「臨時費用保険金額」を介護補償保険金額とみなして通算します。
＊2 介護保険、親介護補償、介護保険、介護費用保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、介護保険については「介護一時金額」を、介護費用保険については「臨時費用保険金額」を介護補償保険金額とみなして通算します。

[所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）]

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で弊社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者＊7、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

＊7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（婚約とは異なります。）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。

a. 婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）。
b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

弊社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります（お引受けできないことや、「特定疾病等不担保」という特別な条件をつけてご加入内容を制限してお引受けすることもあります。）。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日＊8から1年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります＊9。

●責任開始日＊8から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません＊10（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

＊8 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
＊9 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
＊10 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。
（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

注意喚起情報

[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合＊1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申出ください。

＊1 家族型補償（本人型以外）の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

[がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合＊2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

＊2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

注意喚起情報

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります（例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約すると、がんの補償のない期間が発生します。）。

Ⅲ　ご加入後におけるご注意事項

1　通知義務等

注意喚起情報

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1　告知義務［告知事項・通知事項一覧］」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●所得補償、団体長期障害所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額＊1 がご加入時の額より減少した場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

＊1　直前12か月における保険の対象となる方の所得＊2 の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。)。

＊2　所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2　解約されるとき

契約概要　注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1 することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2 に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

＊1　解約日以降に請求することがあります。

＊2　始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3　保険の対象となる方からのお申出による解約

注意喚起情報

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4　満期を迎えるとき

契約概要

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額＊1 の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

＊1　団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ　その他ご留意いただきたいこと

1　個人情報の取扱い

注意喚起情報

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2　ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といいます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3　保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

4　その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

注意喚起情報

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

5　事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらご対応ください。
●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
・弊社の定める就業不能状況記入書
・弊社の定める就業障害状況報告書
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
・所得を証明する書類
・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1 または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

＊1　法律上の配偶者に限ります。

●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。

●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1．保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2．相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3．保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番（事故受付センター）のご連絡先は、後記をご参照ください。

注意喚起情報

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人　日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

携帯・PHS OK　0570-022808　通話料有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日　午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

＜共同保険引受保険会社について＞※医療補償、がん補償、介護補償については、東京海上日動単独の引受けとなります。

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社（幹事）	96.8%	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1.7%
三井住友海上火災保険株式会社	1.0%	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	0.5%

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険　普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

東京海上日動安心110番
（事故受付センター）

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ

携帯・PHS OK　0120-119-110
事故は119番・110番
受付時間：24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社

〈2017年10月1日以降始期契約用〉

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット等・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合　□保険金額、免責金額（自己負担額）
□保険期間　□保険料・保険料払込方法
□保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	医療補償 がん補償	介護補償	左記以外 の 補 償
□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	―	○	○	―
□加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方： 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方： 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上、6職種）	○	―	―	―
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 □保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ ＊1　介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	―	○	○＊1	―
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意＊1」についてご確認ください。
＊1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社
〈2017年10月1日以降始期契約用〉

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご説明させてください。

団体総合生活保険の所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償・介護補償、総合生活保険（GLTD）または総合生活保険（CLTD）に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

※団体総合生活保険の医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方（被保険者）ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）ご自身がありのままにご記入ください。*1
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。
団体総合生活保険の介護補償のみに（追加）加入される場合、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けは次のA～Cのいずれかになります（総合生活保険（GLTD）で一括告知制度を採用している一部の契約（*）、団体総合生活保険のがん補償・介護補償については、AまたはCになります。）。

A お引受けいたします（補償対象外となる病気・症状の設定はありません。）。
B 補償対象外となる病気・症状を設定のうえ、お引受けいたします（なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病気・症状が設定された場合は、補償内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。）。
C 今回はお引受けできません。
(*) 詳細は告知書をご確認ください。

過去に病気やケガをしたことがあったら、契約はどうなるのかしら？

お申込み後、保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

えっと、1年前に…

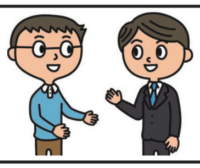

告知内容を確認させてください。

告知いただく内容例*3は次のとおりです。

① 入院または手術の有無（予定を含みます）
② 告知書記載の特定の疾病に関する、過去２年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます）の有無
③ 過去２年以内の健康診断・人間ドックにおける異常指摘の有無　等

*3 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースもすべて告知が必要です。

- 現在、医師に手術をすすめられている。
- 過去２年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去２年以内に健康診断で「要精密検査」との指摘を受けたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。（団体総合生活保険のがん補償のみ）

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

団体総合生活保険の所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・介護補償、総合生活保険（GLTD）または総合生活保険（CLTD）については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金お支払いの対象となります。なお、その場合でも、ご加入時に補償対象外に設定された病気・症状による就業不能や入院等については保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

よろしくお願いいたします。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

東京海上日動火災保険株式会社

07ut-GJ05-07475-201612

MEMO

MEMO

MEMO

加入者票の発送について

ご加入者の皆様には加入者票を送付いたします。
平成29年10月27日(金)までにお申し込みの方は、平成29年12月中に送付いたします。
また、中途加入の方は補償開始月の中旬頃に送付いたします。

医療補償、がん補償、介護補償にご加入の方への介護保険料控除証明書の発送について

医療補償またはがん補償、介護補償にご加入の方は、介護保険料控除の対象となります。
控除証明書は平成29年10月頃発送いたします。
※傷害補償は介護保険料控除の対象ではありません。

この保険は、公益社団法人 隊友会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として公益社団法人 隊友会が有します。

＜ご注意＞
現在ご加入の方につきましては、表紙記載の加入締切日までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

《お問い合わせ先》

◇代理店　：株式会社 タイユウ・サービス
住所：〒162-0845　東京都新宿区市谷本村町3-20 新盛堂ビル7階
TEL：03-3266-0679(受付時間：平日9：00～16：30)
FAX：03-3266-1983　E-mail：taiyu-sv@ac.auone-net.jp
フリーダイヤル：0120-600-230
◇保険会社　：東京海上日動火災保険株式会社 公務第一部 公務第二課
住所：〒102-8014　東京都千代田区三番町6-4
TEL：03-3515-4124(受付時間：平日9：00～17：00)

《事故時の連絡先》

◇代理店　：株式会社 タイユウ・サービス
TEL：03-3266-0679(受付時間：平日9：00～16：30)

平成29年9月作成　17-T04565